

# 都市計画（市公共下水道）の変更素案 に係る説明会

令和7年6月19日

三田市 都市整備部 都市デザイン課



# 説明内容の概要

---

- ① 公共下水道の都市計画上の位置づけ
- ② 現状
- ③ 背景
- ④ 新たな公共下水道区域
- ⑤ 変更に係るスケジュール
- ⑥ お問い合わせ先など



# ① 公共下水道の都市計画上の位置づけ

都市計画で規制・誘導を図るルールとして、『土地利用規制』『都市施設』『市街地開発事業』があり、公共下水道は**都市施設の処理施設**に位置付けられています(都市計画法第11条第1項第3号)。

## 土地利用規制

### 区域区分

- ・市街化区域
- ・市街化調整区域

### 地域地区

- ・用途地域
- ・特別用途地区
- ・高度地区
- ・防火地域
- ・生産緑地地区 など

### 地区計画等

## 都市施設

### 交通施設(道路等)

- 公園・緑地等の公共空地
- 供給施設又は**処理施設**  
(下水道等)
- その他

## 市街地開発事業

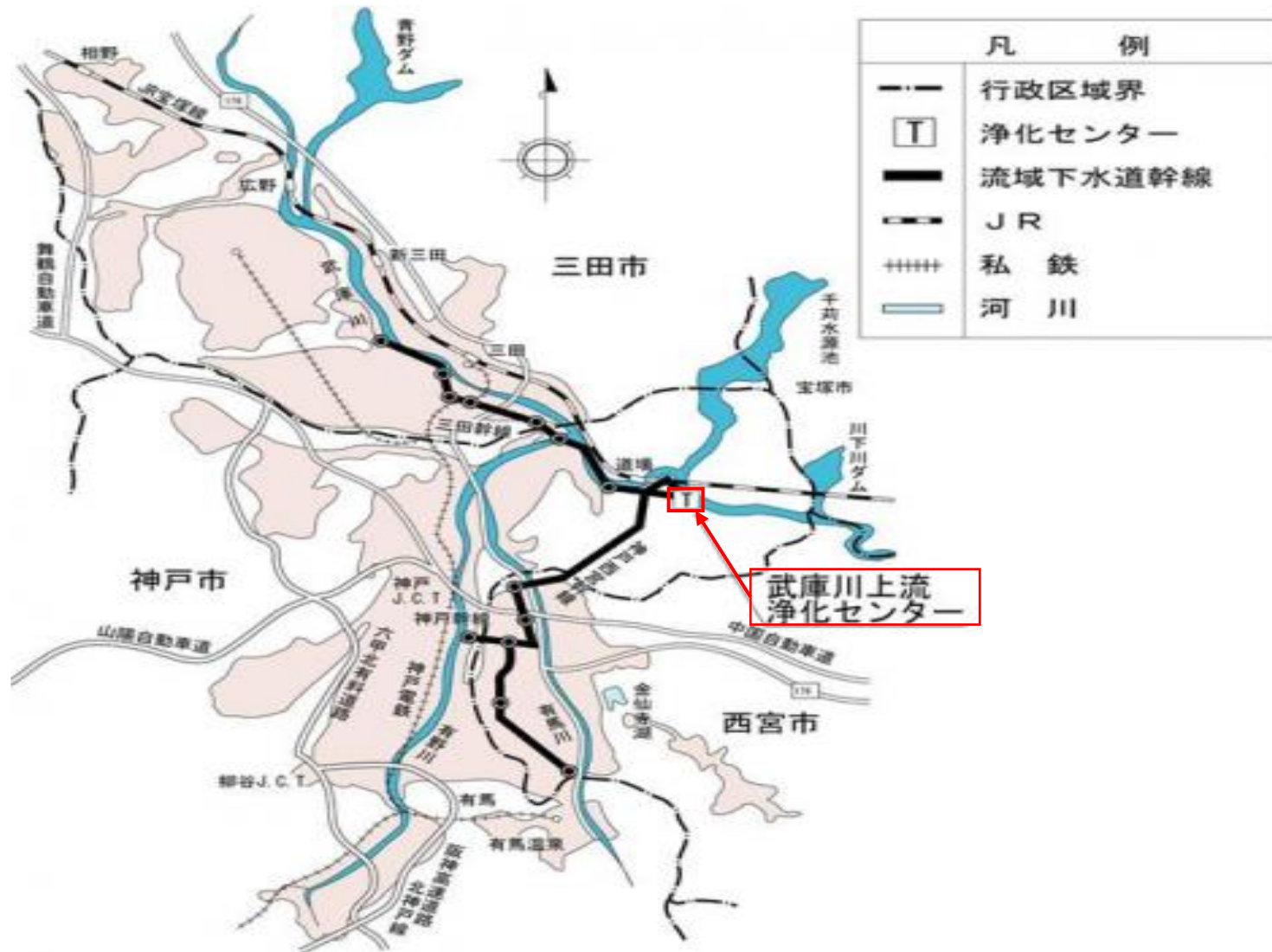
### 市街地開発事業

- ・市街地再開発事業
  - ・土地区画整理事業 など
- 市街地開発事業等予定区域  
促進区域

都市施設とは・・・都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもののことを「**都市施設**」といいます。

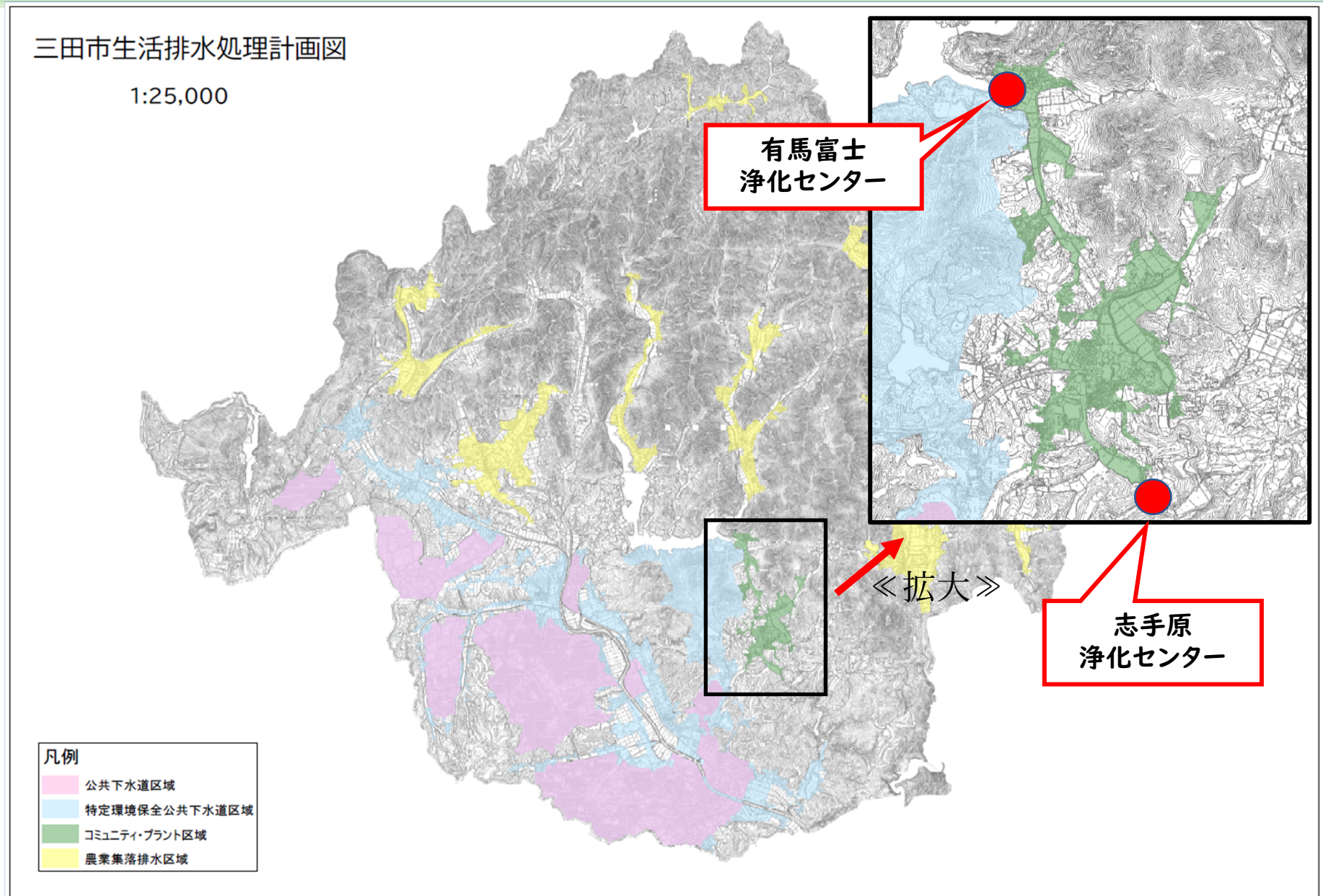


## ②現状【三田市の汚水の最終処理場】





## ②現状【コミュニティ・プラント処理区域】





### ③背景【現状の課題と都市計画変更が必要となった理由】

#### 志手原コミュニティ・プラント

・平成13年7月1日から汚水処理開始

#### 有馬富士コミュニティ・プラント

・平成14年7月1日から汚水処理開始

- ・供用開始から**20年以上**経過しており、老朽化が進んでいる。
- ・処理区域内**人口の減少**傾向が見られる。
- ・今後の維持管理や設備の**更新**等に必要となる**費用は増大**する見込み。

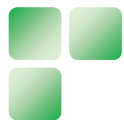


- ・ **処理能力**
- ・ **ライフサイクルコスト比較** について検討

#### 志手原地区処理区域・有馬富士地区処理区域

⇒ **公共下水道に編入**

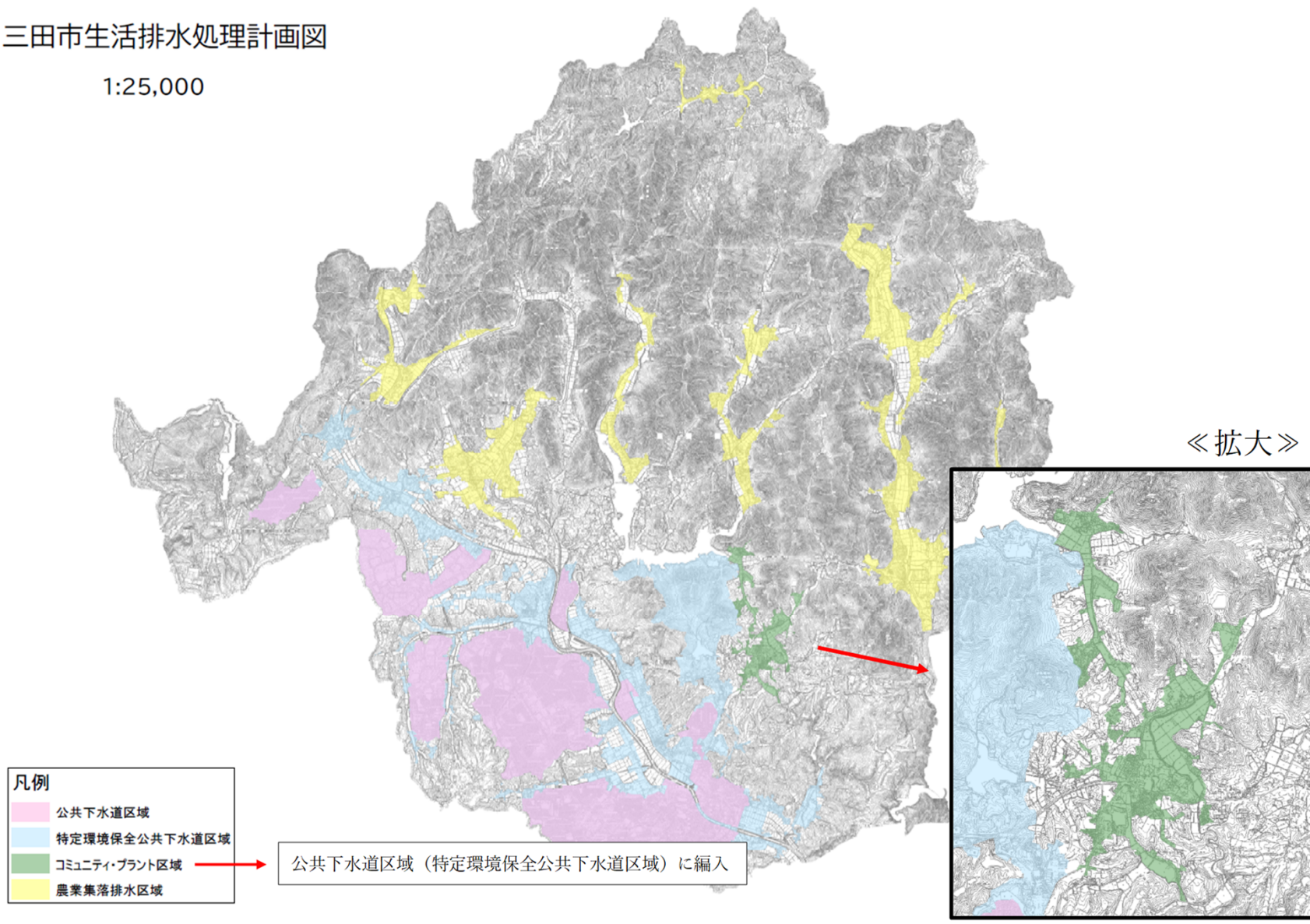
- ・ 処理能力に問題なし。
- ・ 経済的に優位となる。 (※利用者にとって、利用方法や使用料に変更なし)



# ④新たな公共下水道区域について

三田市生活排水処理計画図

1:25,000





## ⑤変更に係るスケジュールについて

変更素案作成



・県下協議

令和7年6月19日 住民説明会



令和7年7月31日 三田市都市計画審議会（事前説明）



変更案作成



・県協議  
・案の縦覧、意見書提出

令和7年10月（予定）三田市都市計画審議会  
（諮問・答申）



令和7年11月（予定） 都市計画の変更告示



## ⑥お問合せ先など

---

### 【都市計画の変更に関すること】

#### 三田市都市デザイン課都市政策係

電話:079-559-5118

FAX:079-559-7400

メール:tosi@city.sanda.lg.jp

### 【公共下水道の事業等に関すること】

#### 三田市下水道課

電話:079-559-5122

FAX:079-559-0440

メール:gesuido@city.sanda.lg.jp